

## 鳥取県小規模作業所設置運営要領

### (目的)

第1条 小規模作業所（以下「作業所」という。）は、鳥取県小規模作業所運営事業助成条例（平成12年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第1項に定める障害者等（以下「障害者等」という。）に対し、その能力に応じた生産活動その他の活動（以下「生産活動等」という。）の機会を確保し、その知識及び能力の向上を図るために必要な作業訓練、生活指導等のサービス（以下「サービス」という。）を提供することにより、障害者等の自立と社会参加を促進することを目的とする。

### (設置及び運営の主体)

第2条 作業所の設置及び運営の主体は、市町村長が適当と認めた法人その他の団体又は個人とする。

### (作業所の種別等)

第3条 作業所の種別は、別表第1の第1欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する作業所の定義は、作業所の種別に応じ、それぞれ別表第1の第2欄に定めるとおりとする。

### (作業所の規模)

第4条 作業所の規模は、作業所の種別に応じ、それぞれ別表第1の第3欄に定めるとおりとする。

2 前項に規定する作業所の規模は、2世帯以上にわたるものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、授産活動型小規模作業所、就労移行型小規模作業所及び日中活動型小規模作業所に関しては、これらのうち複数種別の作業所を一体的に運営する作業所（以下「多機能型小規模作業所」という。）は、各種別ごとに常時利用する障害者等を4人以上としなければならない。

### (利用者)

第5条 作業所の利用者は、障害者等であって、市町村長が当該作業所を利用（通所による利用に限る。）することを適当と認めたものとする。ただし、体験利用、職場実習等により作業所を利用する者については、利用者とは認めないものとする。

2 前項の規定に関わらず、事業所型小規模作業所及び授産活動型小規模作業所にあつては、在宅して生産活動等を行う者であっても、毎月1回以上作業所へ通所し、作業指導等を受ける場合又は作業所の職員が当該利用者の家庭を訪問し、作業指導等を行う場合は、利用者として認めることができるものとする。

3 条例第2条第1項に規定する知事が指定する疾患は、別表第2に掲げるとおりとする。

### (作業所の一般原則)

第6条 作業所は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえてサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。

2 作業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 3 作業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を図るとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 作業所は、その運営に当たり、必要に応じて市町村、県総合事務所福祉保健局その他の関係機関の協力を求めるとともに、常時、利用者の保護者と連絡を取り、利用者に対する支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

#### (職員配置等)

- 第7条 作業所に置かなければならない職員及びその員数は、作業所の種別に応じ、それぞれ別表第1の第4欄に定めるとおりとする。この場合において、作業所の利用者は、当該作業所の職員となることはできない。
- 2 前項に規定する職員の業務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
    - (1) 職域開拓員 職域の開拓並びに受注及び販路の拡大その他生産活動等の機会の提供のために必要な業務
    - (2) 就労支援員 個別支援計画の作成、職場体験その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の提供、求職活動に関する支援、職場の開拓及び就労後における職場への定着に向けた支援その他必要な業務
    - (3) 職業指導員 作業指導その他知識及び能力の向上のために必要な訓練の提供その他必要な業務。ただし、事業所型小規模作業所以外の作業所の職業指導員は、職域の開拓並びに受注及び販路の拡大その他生産活動等の機会の提供のために必要な業務も併せて行うものとする。
    - (4) 生活支援員 生活指導、生活等に関する相談及び助言並びに日常生活上の支援その他必要な業務
  - 3 第1項に規定する職員のうち職業指導員又は生活支援員のいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
  - 4 第1項に規定する職員は、障害者等に対し、理解と熱意を持ち、適切な指導等を行う能力を有し、専ら当該職員の職務に従事する者でなければならない。ただし、職業指導員及び生活支援員については、利用者の支援に支障がない場合に限り、それぞれの職員を兼ねることができる。
  - 5 前項本文の規定に関わらず、職域開拓員は、利用者の支援に支障がない場合は、事業開始から3年間に限り、他の職務を行う職員を兼ねることができる。

#### (設備等)

- 第8条 作業所には、作業所の種別に応じ、それぞれ別表第1の第5欄に掲げる設備等（以下「設備等」という。）を設けなければならない。
- 2 設備等のうち作業室は、利用者の支援に支障がなく、生産活動等の打ち合わせ等を行うに足る部屋を設ける場合は、設けないことができる。
  - 3 設備等のうち作業設備は、利用者の支援に支障がない場合は、設けないことができる。
  - 4 設備等のうち相談室は、利用者の支援に支障がなく、他に室内における談話を漏洩するおそれのない部屋を確保する場合は、設けないことができる。
  - 5 作業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮したものとしなければならない。

#### (利用者の雇用等)

- 第9条 事業所型小規模作業所は、利用者の半数以上の者と雇用契約を締結しなければならない。

- 2 事業所型小規模作業所は、利用者及び職員以外の者を当該作業所の生産活動等に従事する作業員（以下「作業員」という。）として雇用する場合は、当該作業所の利用者の半数を超えて雇用してはならない。
- 3 事業所型小規模作業所は、前項の作業員を、当該作業所の利用者とすることはできない。
- 4 事業所型小規模作業所は、第1項の規定により雇用する利用者及び第2項の規定により雇用する作業員について、労働時間、休日、賃金等について就業規則に定め、労働関係法規に従わなければならない。

#### （生産活動等の内容）

第10条 作業所が生産活動等の種目は、利用者の特性、地域の実情、製品の需給状況等を考慮して選定するものとする。

- 2 作業所が生産活動等の時間及び内容は、利用者にとって過重なものとならないよう必要な休憩時間を設ける等十分配慮するものとする。

#### （賃金及び工賃）

第11条 作業所は、生産活動等に係る事業の収入（以下「事業収入」という。）から当該生産活動等に必要な経費（職員、作業員及び当該作業所の業務に従事する短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に定める短時間労働者（以下「短時間労働者」という。）に係る人件費を除く。以下「必要経費」という。）を控除した額に相当する額を利用者に賃金又は工賃（以下「工賃等」という。）として支払うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、事業所型小規模作業所にあつては、前年度に雇用しない利用者に対して支払われた1月当たりの工賃の平均額を超え、かつ、雇用する利用者への最低賃金の支払いに支障がない限りにおいて、当該事業に従事する職員、作業員及び短時間労働者の人件費の全部又は一部を必要経費に計上することができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、授産活動型小規模作業所にあつては、前年度に利用者に対して支払われた1月当たりの工賃の平均額以上の工賃の支払いに支障がない限りにおいて、当該事業に従事する職員及び短時間労働者の人件費の全部又は一部を必要経費に計上することができるものとする。
- 4 事業所型小規模作業所及び授産活動型小規模作業所は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことを支援するため、第1項の規定により支払われる工賃等の水準を高めるよう努めなければならない。
- 5 授産活動型小規模作業所の利用者に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならない。
- 6 事業所型小規模作業所及び授産活動型小規模作業所は、年度ごとに、工賃等それぞれについて、1月当たりの目標水準を設定し、当該工賃等の目標水準（以下「目標工賃額」という。）及び前年度に利用者に対して支払われた1月当たりの工賃等の平均額（以下「工賃実績額」という。）を、別に定める様式により県に報告しなければならない。
- 7 県は、年度ごとに、前項の規定により報告のあった目標工賃額及び工賃実績額を県のホームページで公表するものとする。

#### （就労支援等）

第12条 就労移行型小規模作業所は、利用者の有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況並びに利用者及び保護者の意向等を踏まえ、利用者の同意の下、就労に向けた個別支援計画を

作成しなければならない。

- 2 就労移行型小規模作業所は、前項の個別支援計画に沿って職場実習ができるよう、実習の受入先（企業等）を確保しなければならない。
- 3 就労移行型小規模作業所は、公共職業安定所での求職の登録その他利用者が行う求職活動を支援しなければならない。
- 4 就労移行型小規模作業所は、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。
- 5 就労移行型小規模作業所は、利用者の職場への定着を促進するため、利用者が就労した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を行うよう努めるものとする。
- 6 第1項から前項までの規定による就労支援等の実施に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者に対する支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。

#### （標準利用期間）

第13条 就労移行型小規模作業所は、就労を希望する利用者に対し、原則として24月を超えない期間において、就労に必要な支援を行うものとする。

#### （開所日数等）

第14条 作業所は、年間を通じて週4日以上開所するものとする。

- 2 作業所の開所時間は、6時間を標準とし、地域の実情に応じて市町村長が適当と認める時間とする。ただし、行事、天災その他やむを得ない事情がある日については、この限りでない。

#### （健康管理）

第15条 作業所は、常に利用者の健康の状態に注意するとともに、利用者に対して、毎年1回以上健康診断を行わなければならない。ただし、各年度において既に健康診断を受診している利用者については、この限りでない。

#### （衛生管理）

第16条 作業所は、利用者が使用する当該作業所の設備等を、常に衛生的に管理するとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 作業所は、当該作業所において感染症が発生しないよう努めるとともに、万一感染症が発生したときは、それがまん延しないよう必要な措置を講じなければならない。

#### （秘密保持等）

第17条 作業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の情報を漏らしてはならない。

- 2 作業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

#### （事故発生時の対応）

第18条 作業所は、利用者に対するサービスの提供等により事故が発生することがないように努めるものとする。

- 2 作業所は、利用者に対するサービスの提供等により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び

利用者の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(利用者負担額の受領)

第19条 作業所は、利用者に対しサービスを提供した際は、当該利用者から別に定める当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者に該当する者については、この限りでない。

2 作業所は、前項の規定により利用者から利用者負担額の支払を受けた場合は、当該利用者負担額に係る領収証を当該利用者に交付しなければならない。

(繰越等)

第20条 作業所は、各年度において受領した寄付金その他の収入額（各種補助金及び利用者負担額を除く。）のうち、当該年度に執行しなかった額を上限として、翌年度に繰り越し、又は目的を定めて積立てを行うことができるものとする。

2 作業所は、前項の規定により積み立てた積立金を、各年度における一時的な資金需要に対応するため一時繰替使用することができるものとする。この場合において、一時繰替使用した額は、当該年度内に、使用した額と同額を繰り戻さなければならない。

(帳簿の整備等)

第21条 作業所は、職員、利用者、設備等、会計その他必要となる事項に係る帳簿及び証拠書類を整備し、5年間保存しなければならない。

(経費の補助等)

第22条 県は、作業所の運営に関して補助を行う市町村に対し、別に定めるところにより、当該補助に要する経費の一部を補助するものとする。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

2 第4条第1項の規定に関わらず、平成21年3月31日までの間は、授産活動型小規模作業所及び日中活動型小規模作業所の規模は、同条第3項の多機能型作業所として運営する場合を除き、常時利用する障害者等を2人以上とする。

3 前項に規定する作業所の規模は、2世帯以上にわたるものでなければならない。

別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

1 種別	2 定義	3 規模	4 職員及び員数	5 設備等
事業所型小規模作業所	企業等に雇用されることが困難な障害者等につき、その半数以上の者を雇用し、労働関係法規に従いつつ就労の機会を提供するとともに、雇用しない者につき、生産活動等の機会を提供やその知識及び能力の向上を図るため、作業訓練や生活指導等を行う作業所をいう。	常時利用する障害者等が5人以上 ただし、事業開始から3年間に限り、2人以上とする。	1 職域開拓員 常勤職員1人以上 2 職業指導員 常勤換算方法（作業所の職員の勤務延べ時間数を当該作業所の職員が勤務すべき時間数（週32時間以上とする。）で除することにより、当該作業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法。以下同じ。）で常時利用する障害者等を10で除した数以上 3 生活支援員 常勤換算方法で常時利用する障害者等を10で除した数以上	1 作業室 2 便所 3 作業設備 4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
授産活動型小規模作業所	企業等に雇用されることが困難な障害者等につき、生産活動等の機会の提供やその知識及び能力の向上を図るため、作業訓練や生活指導等を行う作業所をいう。	常時利用する障害者等が5人以上 ただし、平成21年3月31日までに既に開所している作業所を除く。	1 職業指導員 常勤換算方法で常時利用する障害者等を10で除した数以上 2 生活支援員 常勤換算方法で常時利用する障害者等を10で除した数以上	1 作業室 2 便所 3 作業設備 4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
就労移行型小規模作業所	就労を希望する障害者等につき、就労に向けた個別支援計画を作成し、関係機関と連携を図りつつ、一定期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な指導その他の支援を行う作業所をいう。	常時利用する障害者等が5人以上	1 就労支援員 常勤職員1人以上 2 職業指導員 常勤換算方法で常時利用する障害者等を10で除した数以上 3 生活支援員 常勤換算方法で常時利用する障害者等を10で除した数以上	1 訓練・作業室 2 相談室 3 便所 4 作業設備 5 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
日中活動型小規模作業所	障害者等を通わせ、創作的活動又は軽作業等の機会の提供や社会との交流の促進その他利用者の生きがいの創造、追求や自己実現を図るために必要な支援を提供する作業所をいう。	常時利用する障害者等が5人以上 ただし、平成21年3月31日までに既に開所している作業所を除く。	1 職業指導員 常勤換算方法で常時利用する障害者等を20で除した数以上 2 生活支援員 常勤換算方法で常時利用する障害者等を10で除した数以上	1 多目的室 2 便所 3 作業設備 4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備